

平成 14 年(ワ)第 19276 号 平成 15 年(ワ)第 6732 号 平成 16 年(ワ)第 104 号

原 告 シャムスリ 外 8 3 9 6 名

被 告 国 外 3 名

証 拠 説 明 書

2 0 0 5 年 3 月 8 日

東京地方裁判所民事第 4 9 部 御中

原告ら代理人

弁 護 士 奥 村 秀 二

甲	書証の標目	作成者	立証趣旨
A81	文系のための環境問題基礎講座住民移転 (1 9 9 3 年 9 月号)	山本尚志 (OECF 開発部開発企画課)	住民移転を伴う開発プロジェクトの審査ポイント等を明らかにした OECF の内部資料である。 同論文では、住民移転を伴う開発プロジェクトの審査にあたっては、住民移転を回避あるいは最小化するための代替案が検討されたか、移転元と移転先の双方の地域の特徴と住民について十分な情報があるか、移転住民が移転先の生活環境に適應できるような対策が考えられているか、住民の意向を反映した収用。移住計画になっているか、補償は適切であるか、住民移転にかかる開発及び補償は政策的な裏付けを持っているか、住民移転を実施する機関は十分な能力があるか、住民移転の時間的・財政的コストを加味してもプロジェクトが運営できるか等といった点がポイントであるとされている。 また、OECF の審査にあたっては、世界銀行の「業務指示書 4.01 (環境影響評価)」、「業務指示書 4.30 (住民移転)」、先住民ガイドラインが参照されることを明らかにしている。